（裏）　［略］

備考　１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
２　この証は、対象者１人毎に作製すること。
３　対象者が組合員であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
４　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
５　適用区分欄には、適用対象者が国家公務員共済組合法施行令第11条の３の５第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第３項第６号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第５号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
６　健康保険法施行規則第82条の３第６号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、６記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載することができる。
７　別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（裏）　［同左］

備考　１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
２　この証は、対象者１人毎に作製すること。
３　「男女」欄は、該当しない文字を消すこと。
４　対象者が組合員であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
５　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
６　適用区分欄には、適用対象者が国家公務員共済組合法施行令第11条の３の５第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第３項第６号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第５号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
７　健康保険法施行規則第82条の３第６号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、６記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載することができる。
８　別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令による改正前の様式は、当分の間、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省令第九号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十四条の二第三項前段の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項第二号ロ中「一般財団法人日本データ通信協会」を「総務大臣」に、「業務に」を「時刻認証業務（電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）に」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の関税法施行規則（以下「新令」という。）第十条第四項（第二号ロに係る部分に限る。）及び第十条の三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（これらの規定を新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に保存が行われる関税法第九十四条の二第三項（同法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。）に規定する関税関係書類（以下単に「関税関係書類」という。）又は同法第九十四条の五（同法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。）に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用し、施行日前に保存が行われた関税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、なお従前の例による。

２　施行日から令和五年七月二十九日までの間に関税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存が行われる場合における新令第十条第四項の規定の適用については、同項第二号ロ中「業務をいう。）」とあるのは、「業務をいう。）又は一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務」とする。